



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計事務所通信

2019年7月号

菅原会計税理士法人・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

〇〇〇万円の壁

103万円の壁、130万円の壁、という言葉を目にされたことがあると思います。この壁を超えると、扶養から外れたり社会保険を払う必要があるというものですが、近年税法改定によりこの壁も変化しています。

★103万円の壁

所得税を払う必要がでてきます。また、控除対象扶養親族の対象外になります。例) 学生のお子さんがたくさんバイトをして103万円を超える。

★106万円の壁 ※対象になる条件があります

扶養から外れて、ご自身で社会保険料を払う必要が出てきます。ただし、これは501人以上の従業員がいる企業で働いている、週20時間以上働く等の条件の下での壁となります。

★130万円の壁

扶養から外れて、ご自身で社会保険料を払う必要があります。106万円の壁は、条件が当てはまる人のみでしたが、こちらはすべての人が対象となります。

★150万円の壁 ※配偶者のみ対象

2018年より、配偶者控除の壁が103万円から150万円に拡大されました。年間収入が150万円以下であれば、夫の年末調整時に配偶者の控除を受けることができます。

※納税者本人(夫)の年収が1,120万円を超えた場合は対象条件が変わります。

パートで働いている方からよく問い合わせのある内容だと思います。

今年も半年が過ぎましたので、残り半年の就業時間の参考にして下さい。

(三井 記)

